

2026

月号

3けんぽ

便り



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

令和8年度

静岡支部の保険料率が決定しました

令和8年3月分(4月納付分)から変更

※任意継続被保険者の方は、4月分(4月納付分)から変更

① 健康保険料率

9.80% ➡ **9.61%**

② 介護保険料率

1.59% ➡ **1.62%**

③ 子ども・子育て支援金率

(令和8年4月分より)

0.23%

- 令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度による納付が始まります。
- 賞与については、支給日が令和8年3月1日以降の分から変更後の保険料が適用されます。
- 40歳から64歳までの方には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- 65歳以上の方の介護保険料は、年金からの天引きか、お住いの市町村から届く納付書でのお支払いとなります。
- ①は、医療費の地域差を反映して、都道府県支部ごとに異なります。
- ②、③は全国一律です。



令和8年度
保険料額表はこちら
(協会けんぽHP)

皆さまの取り組みで 健康保険料率が引き下げになりました！

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの健康づくりに関する5つの取り組みを47都道府県で順位づけし、上位15支部の保険料率を引き下げるインセンティブ制度を導入しています。取り組みの結果は2年後の保険料率に反映されます。

この度、静岡支部に加入する皆さまの取り組み結果により、令和6年度の静岡支部の実績が
全国 **6位** となり、令和8年度の保険料率の引き下げにつながりました
(0.036%減算となる見込みです)。

支部の成績が決まる **5** つの評価指標

- 1 特定健診等の受診率 **9位**
- 2 特定保健指導の実施率 **25位**
- 3 特定保健指導対象者の減少率 **4位**
- 4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 **17位**
- 5 後発医薬品の使用割合 **24位**

引き続き、積極的な健康づくりの取り組みをお願いします。

被保険者様の健診について 新しい健診が始まります！

1 | 人間ドック健診に対する補助を開始

- 対 象** 35～74歳の被保険者
- 補助額** 協会けんぽが**最高25,000円**を補助します※
- 内 容** 一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。
※自己負担額は健診機関によって異なります。
また、協会けんぽが指定する条件を満たす一部の健診機関のみで受診可能です。

2 | 生活習慣病予防健診の対象者を若年層へ拡大

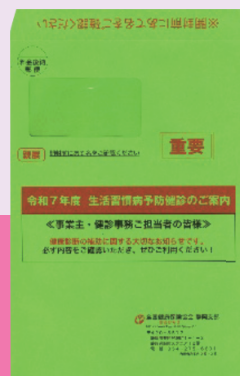
- 対 象** 20歳、25歳、30歳の被保険者
- 自己負担額** **最高2,500円**
- 内 容** 血液検査や尿検査などの検査に胸部レントゲンを加えた若年者用の健診です。

3 | 40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始

- 対 象** 一般健診・節目健診(付加健診)を受診する40歳～74歳の偶数年齢の女性被保険者
- 自己負担額** **最高1,390円**
- 内 容** 問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。

詳しくは3月下旬に各事業所様あてに
送付するご案内をご覧ください

黄緑の封筒が
目印です！



従業員の皆さまへのお願い

退職や扶養から外れた際の資格確認書の返却について

- 在職時の『資格確認書』が使用できるのは **退職日まで** です。
有効期限内であっても、退職日の翌日から使用できません。
ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から『資格確認書』は使用できなくなります。
 - 現在お使いの『資格確認書』は **退職時に事業所へ必ずご返却ください**。
ご家族の『資格確認書』も併せて事業所へご返却ください。
- *有効期限が切れた『資格確認書』は、ご自身で破棄可能です。



資格を喪失した『資格確認書』を誤って使用してしまうと、協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7～8割)を返還していただくことになります。



「資格情報のお知らせ」は、退職の際の返却は不要です。▶▶▶

資格確認書返却用紙	
印号 12345678	番号 1234567 種類 00
氏名 田中 太郎	性別 男性
生年月日 平成10年10月1日	年齢 28歳
所属事業所 株式会社ABC 1234567	所属事業所 1234567
印刷者名 全国健康保険協会 印刷	

